

奥州農業振興地域整備計画を変更しようとする理由

1 奥州農業振興地域整備計画の変更理由

住宅建築や事業用地拡張等のため、農用地区域内の土地を転用する必要性が認められること、及び奥州市農業委員会において農地に該当しないと決定された土地が多数発生したことによる除外案件、並びに農地を今後永続的に保全するための農用地区域への編入案件が生じ、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する「経済事情の変動その他情勢の推移により、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない」場合であると判断し、2の農用地利用計画の変更を行うため。

2 農用地利用計画の変更理由

別紙のとおり。